

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 41 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 11 月 21 日（金）			
出席者	午前 10 時 40 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 43 号	杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について		決定
	議案 第 44 号	杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		決定
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 41 回の定例会を開催します。			
	＜杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について＞			
委員長	議案第 4 3 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	まず、議案第 43 号、区議会議員及び、区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正になります。これについては、令和 8 年第 1 回区議会定例会に議案を提出し、依頼をするものになります。改正理由としては、資料 1 のとおりです。公職選挙法の施行令の一部改正をする政令が施行されたことで、国会議員の選挙関係の執行経費で、ビラの作成、ポスター作成での単価が、物価の変動を踏まえて変更になりました。また、合わせて区の選挙でも経費の限度額においても改正を行うという趣旨でございます。改正内容については、施行令の改正が行われたことにあわせて、条例もあわせて引上げを行うということになっております。ビラの関係については対象条項 6 条・8 条関係で、現行単価が 7.73 円から 8.38 円。国の基準単価と同じように合わせると、ポスターの作成についても、枚数によって、単価が変わりますけれども、計上数が 500 以下の場合で印刷費については、1 枚当たり 541.31 円から 586.88 円と、ポスター掲示か所 500 か所を超える、杉並区はこちらになりますが印刷費については 28.35 円から 30.73 円と、固定費も上がることになります。施行については、公布の日から施行することで考えております。新旧対照表では、公費負担の部分でご案内した 6 条・8 条の関係で、単価の金額を改正するという事になってます。また 11 条では、ポスター作成の公費負担額として、これも基準単価の変更の金額を変えるというところです。あとは附則の規定の部分についても、改正後の状況について記載をして、改正を行うということになってございます。以上、議案第 43 号、公費負担条例の一部改正についての説明			

	となります。
委員長	議案第 43 号について御質問、御意見等ございますか。
島田委員	6 条・8 条は、候補者がどうすべきかというのと、区がこれに基づいて払う条例ですか。
選挙法規担当係長	あくまでも限度額なので、その限度額の範囲内で申請頂いた内容に基づいて、執行するという内容になります。
委員長	議案第 43 号については了承ということによろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	それでは議案第 43 号を了承いたします。
	<杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について>
委員長	議案第 44 号について事務局から説明をお願いします。
局長	杉並区長選挙等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてになります。これも来年の第 1 回区議会定例会議で、議案提出を依頼するものになります。改正理由にしては、他区との均衡及び最近における物価変動を考慮して、選挙長の報酬の額を改定する必要があるということになります。今現在、杉並区の実選挙長、管理者立会人等で、23 区で報酬額を見ると 22 位とか 23 位で、ほぼ最下位のところになってございます。 あとは東京都の最低賃金も上がっており、その単価で計算すると、現行の金額よりも下回る部分も出てきますので、今回一定の額を引き上げるということになっております。現行と改定額の差額は、2,000 円程度ということで、この金額に上げますと東京都の最低賃金の時間単価もクリアしますし、23 区で見ると平均ぐらいのところに着くということになります。資料の項番 1 については、当日投票所であれば朝 7 時から夜 8 時まで、期日前投票所については、朝 8 時半から夜 8 時までとなり、交代制については、半日交代の部分の規定して交代があった場合の金額を設定しています。これも公布の日から施行するというように規定するものです。 新旧対照表の別表で金額の定めております。別表の第 2 条関係に管理者・立会人等の改正金額を記載してあります。裏面についても同じようになっています。議案第 44 号の区長選挙等の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正についての説明となります。
委員長	それでは議案第 44 号について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。
委員長	何で 23 区ばらばらなのですか。東京都が一括で決めればいいのかと思いますけど。
局長	都の関係の選挙については、都の条例で規定しているので、東京都の単価でお支払いすることになります。
委員長	改定額は、区長に依頼するになっているから、これは選管として決めたという考え方ですか。
局長	そうです。
小井委員	何か、こう基準はないんですかね。物価が上がったとか、23 区それぞれのが上がってるとか、独自に上げる感じですか。
局長	他区の報酬額と勘案して最下位のほうになった部分と、最低賃金の単価の考え

	方と、他区との報酬額とのバランスを考慮して見直しを行い、東京都の最低賃金も、昨今引き上がっていることから、今回改正を行いたいというところで、議案として出したというところです。
島田委員	ほかの区も上げようとかそういう、情報入ってきておりますか。
選挙法規担当係長	現時点で見直しを検討している自治体は、新宿区、墨田区は、見直しを検討してる話は聞いているところではあるんですが、直近だと、今年の 7 年の一定で、中野区が報酬の見直しているのが 1 番直近です。あと令和 6 年、一定で、改定しているのが、新宿区、品川区、目黒区、江戸川区、が直近だと改定した自治体としてはそれくらいです。
島田委員	物価の変動っていうのは、変えたときからどのぐらい上がったかっていうことでやっているんですか。それとも、直近の 1 年間だけが反映してるのかとかいろいろ考え方はありますよね。
選挙法規担当係長	実際の計算、積算の考え方としては、東京都の最低賃金が、1 時間単価 1,220 円ということになりましたので、まずは、投票立会人の方の金額が、この時間単価に相当するとどれぐらいの金額になるかっていうのを積算してます。積算して出た結果、1 万 5,940 円ぐらいが妥当な金額だろうというところで、今回、1,000 円未満を切上げて 1 万 6,000 円。投票立会人については、これぐらいの金額が妥当だろうという金額をまず算定してます。投票立会人の期日前にかかる金額は、先ほどの立会人が 1 万 6,000 円になるので、時間数的には、投票立会人が、おおむね 13 時間従事頂き、期日前については 11.5 時間なので、その時間分の差を割り返して算定すると、期日前については、1 万 4,101 円程度 of 金額になるので、1,000 円未満を切上げて、1 万 5,000 円程度が妥当だろうっていうのを東京都の最低賃金の額を踏まえて算出してみた金額になります。 その金額をもとにしまして、選挙の開票にかかる立会人も現行投票立会人の金額と、同額でお願いをしておりますので、従事頂く時間は、開票選挙によって様々なので、なかなか時間数で算出しづらい部分がございますので、投票立会人の算定した金額を、横引きするような形で上げ幅は同じにして、算定をしていたところです。それぞれ、投票管理者、あとは開票管理者については、先ほど算出した立会人と、開票立会人の金額に対して、職責の違いっていうところを加味する形で、現行おおむね投票管理者と、開票管理者については、3,000 円程度差がありますので、投票管理者については、投票立会人の 1 万 6,000 円に 3,000 円プラスして、1 万 9,000 円。開票管理者の選挙長については、投票、開票立会人の、同じく 1 万 6,000 円に、3,000 円プラスして、1 万 9,000 円。あと期日前投票管理者については、今現行差額が立会人と差額が 2,000 円程度ありますので、1 万 5,000 円に 2,000 円を足しあげた 1 万 7,000 円。という形で算出をしてみたところです。
委員長	社会情勢の変化に合わせて、一部改正については、何年かに一遍ではなくて、毎年っていうことも考慮すべきかなと思います。そこは選挙管理委員会の総意としては、事務局にもお願いしておきたいというふうに思います。それでは議案第 44 号について、了承し、区長に依頼することにいたします。
一同	報告了承。
委員長	その他、事務局から何かありますか。

局長	今後の予定について確認します。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	それでは、令和7年、第41回杉並区選挙管理委員会定例会を終了いたします。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第41回定例会 令和7年11月21日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。